

自動車登録(車両)番号標再交付・交換申請における注意事項

再交付・交換を申請する方は、下記【1. 再交付・交換申請に関する注意事項】を、併せて寄付を申込む方は、下記【2. 寄付に関する注意事項】もご確認の上、申請書の承諾欄に「1」を記載して下さい。申請書(申込書)の承諾欄が空欄又は「2」拒否を記載した場合は、申請された番号標を交付することが出来ません。

申請書枠内は鉛筆で、所有者、使用者及び申請者欄はボールペンで記入して下さい。

⑥標板の種類03及び04のラグビーとは「ラグビーワールドカップ特別仕様ナンバープレート」、05及び06のオリパラとは「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレート」、07～10のオリ又はパラとはオリパラのうち東京2020オリンピックエンブレム又は東京2020パラリンピックエンブレムのナンバープレートになります。

⑥標板の種類03の場合は①寄付先に「1」を、⑥標板の種類05、07及び09の場合は①寄付先に「2」を記入して下さい。

記入された個人情報、番号標の再交付・交換及び引換証再発行業務以外には使用いたしません。

【1. 再交付・交換申請に関する注意事項】

1. 登録自動車・小型二輪及び軽二輪は管轄する運輸支局等、軽自動車は管轄する軽自動車検査協会申請して下さい。
2. 再交付・交換の番号標は、番号を確認できる旧番号標と引き換えでなければ交付できません。従って、番号標再交付・交換の際は、旧番号標(古いナンバープレート)を必ずお持ち下さい。
3. “再交付”は、申請書の再交付の理由：き損又は汚損に○を付けて下さい。⑥標板の種類にき損又は汚損した標板と同じ種類を記載して下さい。再交付により標板の種類を変更することはできません。ペイント式又は字光式の再交付手数料は一連番号手数料と同額となりますが、後日、希望番号制度が適用されている番号標について異なる標板の種類の再交付申請が判明した場合は、交換申請として希望番号手数料と同額の交換手数料が必要となります。
4. “交換”は、③自動車種別の1. 登録自動車及び2. 軽自動車を対象とし、⑥標板の種類に新たに交付を受けようとする種類を記入して下さい。④取付位置が2. 後面のトレーラー又は一部の大型特殊自動車は⑥標板の種類05及び06は対象外に、④取付位置が3. 前後面のトレーラー又は一部の大型特殊自動車以外の自動車は⑥標板の種類07～10は対象外になります。⑥標板の種類03～10は一部の軽自動車は対象外になります。代理人申請の場合、所有者の記名及び押印のある委任状によることができます。また、所有者の押印に代えて署名をすることができます。希望番号制度が適用されている番号標のペイント式又は字光式への交換は希望番号手数料と同額の交付手数料が必要となります。
5. 番号標再交付(交換) 引換証が発行された後、交付代行者から手数料は返還されません。
6. 番号標再交付(交換)引換証が滅失し、き損し又はその識別が困難となった場合には、再発行を受けることができません。なお、この場合には交付代行者において再発行手数料が必要となります。

【2. 寄付に関する注意事項】

1. 皆様から寄付金受取代行者にてお預かりする寄付金のうち、75%は寄付先に応じて「ラグビーワールドカップ2019」または「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」における交通の利便性向上等に対する支援事業に、残りは支援を行う公益財団法人日本デザインナンバー財団(以下「財団」という。)の運営費(寄付金を収受するための費用を含みます。)に充てられます。
2. 寄付金は申込者ご自身の任意で決定し、お支払い頂きますが、寄付金額の受付は1000円以上、100円単位での受付となります。
3. 寄附金受領証明書は、寄附金受取代行者にて入金を確認した日付で発行されます。
なお、発行された寄附金受領証明書の再発行はできません。
4. 入金後の寄付金はいかなる場合においても返金されません。
5. 提供された個人情報は、寄付金の管理に係る手続きに使用されます。それ以外には使用されません。なお、当該個人情報は最終的に寄付金を管理する団体である財団に提供されます。
6. 財団の事業は、自然災害や紛争等の不測の事態により変更される場合があります。